

おおい町移住者・新婚・子育て世帯への住まい支援事業補助金交付要綱

（ 令和 7 年 4 月 1 日
告示第 1 2 6 号 ）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、おおい町への定住促進、子育て世帯及び新婚世帯の住環境の向上を図ることを目的に、おおい町移住者・新婚・子育て世帯への住まい支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、おおい町補助金等交付規則（平成 1 8 年おおい町規則第 3 2 号）及びおおい町建設課所管補助金等交付要綱（平成 2 2 年おおい町告示第 1 4 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 移住者 現に本町に住所を有していない者又は本町に転入した日から起算して 3 年を経過しない者をいう。この場合において、本町出身者は、本町に転入する直前に、連続して 3 年を超えて他市町村に居住していたものをいう。
- （2） 新婚世帯者 婚姻届を提出受理されてから 3 年を経過しない夫婦からなる世帯の者をいう。
- （3） 子育て世帯者 1 8 歳になった日の属する年度の 3 月 3 1 日までの子どもと同居している世帯の者をいう。
- （4） 既存住宅 おおい町内に立地し、現に居住がなされていない物件

（交付対象者）

第 3 条 本補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、現住所の市町村税を滞納していない者で、住宅を新築又は既存住宅の購入若しくは改修を行う移住者、新婚世帯者又は子育て世帯者とする。

（補助対象の住宅）

第 4 条 本補助金の対象となる住宅は、交付対象者が本町に 5 年以上居住するために、新築又は購入若しくは改修する一戸建て住宅で、床面積の 2 分の 1 以上が居住の用に供されたものとする。

2 国又は地方公共団体等の他の補助事業により補助対象となる住宅は、対象とならない。ただし、この要綱による補助対象経費と他の補助事業による補助対象経費を明確に区分できるときは、この限りでない。

（補助対象経費）

第 5 条 本補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定める経費とする。

- （1） 住宅の新築又は既存住宅の購入（3 親等以内の親族からの購入を除く。）に要する経費のうち、土地に要する経費を除いた住居部分に係るもの
- （2） 次に該当する既存住宅の改修工事に要する経費
 - ア 住宅の全部又は一部の修繕、補修、模様替え、補強工事、更新工事（以下「修繕等」という。）
 - イ 住宅の一部を増築する工事及び一部を改築する工事

ウ その他町長が必要と認める工事

2 次の各号のいずれかに該当する工事に要する費用は、前項の規定にかかわらず補助対象経費としない。

- (1) 建物の解体及び除却のみを行う工事
- (2) カーテン、家具及び調度品等の購入及び設置
- (3) 家庭用電化製品の購入及び設置
- (4) 太陽光発電設備の設置
- (5) CATV（有線放送）、電話及びインターネットの接続配線工事（更新及び修繕を含む。）
- (6) 維持管理工事（点検、清掃、消耗品の交換及び故障修理）
- (7) 障子及びふすまの張り替え並びに畳の表替え等軽微なもの
- (8) 附属建築物の修繕等
- (9) 前項の対象工事のうち、国又は地方公共団体等の他の補助事業により、補助金等を受けるもので、第4条第2項ただし書に該当しないもの。

（補助金額）

第6条 補助金額は、次の各号に掲げる補助金額の区分に応じ、当該各号の定める額とする。

(1) 移住者に対する補助金額 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 町内の個人事業者又は事務所等（本町に法人町民税の法人等の設立・事務所等の設置届を提出しているものに限る。）を置く事業者（以下「町内事業者」という。）により新築する住宅 100万円

イ 町内事業者以外の事業者（以下「町外事業者」という。）により新築する住宅 50万円

ウ 町内事業者又は個人から購入する既存住宅 補助対象経費に5分の4を乗じて得た額、ただし100万円限度

エ 町外事業者から購入する既存住宅 補助対象経費に5分の4を乗じて得た額、ただし50万円限度

オ 町内事業者により改修する既存住宅 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額、ただし100万円限度

カ 町外事業者により改修する既存住宅 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額、ただし50万円限度

(2) 新婚世帯者、子育て世帯者に対する補助金額 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 町内の個人事業者又は事務所等（本町に法人町民税の法人等の設立・事務所等の設置届を提出しているものに限る。）を置く事業者（以下「町内事業者」という。）により新築する住宅 50万円

イ 町内事業者以外の事業者（以下「町外事業者」という。）により新築する住宅 25万円

ウ 町内事業者又は個人から購入する既存住宅 補助対象経費に5分の4を乗じて得た額、ただし50万円限度

エ 町外事業者から購入する既存住宅 補助対象経費に5分の4を乗じて得た額、ただし25万円限度

オ 町内事業者により改修する既存住宅 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額、ただし50万円限度

カ 町外事業者により改修する既存住宅 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額、ただし25万円限度

2 前項において、補助対象経費が補助金額に満たない場合は当該補助対象経費を限度とする。

3 補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 補助金の交付は、一の住宅につき1回とする。ただし、既存住宅を購入したのち、当該住宅の改修を行う場合は、居住開始後3年以内に限り、住宅改修にかかる補助金の交付を申請することができる。

(補助金の交付申請)

第7条 本補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を、町長に提出しなければならない。

(1) 住宅を新築する者 おおい町移住者・新婚・子育て世帯への住まい支援事業(住宅新築) 補助金交付申請書(様式第1号)及び別表1に掲げる書類

(2) 既存住宅を購入する者 おおい町移住者・新婚・子育て世帯への住まい支援事業(既存住宅購入) 補助金交付申請書(様式第3号)及び別表2に掲げる書類

(3) 既存住宅を改修する者 おおい町移住者・新婚・子育て世帯への住まい支援事業(既存住宅改修) 補助金交付申請書(様式第5号)及び別表3に掲げる書類

2 前項第1号及び第2号にかかる書類は、当該住宅に居住開始後6カ月以内に提出しなければならない

3 第1項第3号にかかる書類は、当該住宅の改修工事着工前に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、申請書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適正であると認めたときは補助金の交付決定を行い、おおい町移住者・新婚・子育て世帯への住まい支援事業補助金交付決定通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第9条 既存住宅を改修する者が補助事業の大幅な内容の変更をしようとするときは、おおい町移住者・新婚・子育て世帯への住まい支援事業補助金計画変更承認申請書(様式第10号)に変更後の別表3に掲げる関係書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、申請書等の書類の審査等を行い、変更内容が適正であると認めたときは当該申請を承認し、おおい町移住者・新婚・子育て世帯への住まい支援事業補助金計画変更承認通知書(様式第11号)により申請者に通知するものとする。

(中止の承認申請)

第10条 既存住宅を改修する者が、補助事業を中止しようとするときは、おおい町移住者・新婚・子育て世帯への住まい支援事業中止承認申請書(様式第12号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、申請書の審査等を行い、事業の中止がやむを得ないと認めたときは当該申請を承認し、おおい町移住者・新婚・子育て世帯への

住まい支援事業中止承認通知書（様式第 1 3 号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第 1 1 条 既存住宅を改修する者が、補助事業が完了したときは、おおい町移住者・新婚・子育て世帯への住まい支援事業補助金完了実績報告書（様式第 1 4 号）及び別表 4 に掲げる書類を、すみやかに町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 1 2 条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、報告に係る書類の審査及び必要に応じ現地調査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、おおい町移住者・新婚・子育て世帯への住まい支援事業補助金額の確定通知書（様式第 1 5 号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 1 3 条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、おおい町移住者・新婚・子育て世帯への住まい支援事業補助金交付請求書（様式第 1 6 号、様式第 1 7 号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第 1 4 条 町長は、申請者が次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、又は交付した補助金の返還を命ずることができる。

（1） 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し、不正の行為があったとき。

（2） 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

（3） 前 2 号のほか、本要綱に定める補助金交付の要件を欠くに至ったとき。

2 申請者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、おおい町補助金等交付規則の定めるところにより補助金を返還しなければならない。

（報告、調査及び指示）

第 1 5 条 町長は、補助金の交付に関し、必要があると認めたときは、申請者に対し、報告を求め、当該補助金の交付に係る通帳、書類その他必要な物件を調査し、又は現地調査、他機関への確認等必要な事項を指示することができる。

（その他）

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 6 年度中に補助金の交付の対象となる者に関する特例）

2 令和 6 年度中に第 3 条に規定する補助金の交付の対象となる者については、令和 7 年度中に第 7 条の規定による申請を行う場合に限り、この要綱の規定に基づき補助金を交付することができる。この場合において、第 7 条第 2 項中「6 カ月以内」とあるのは、「令和 7 年度末まで」とする。

別表 1（第 7 条関係）住宅を新築する者

(1)	工事請負契約書又は請書の写し
(2)	領収証の写し
(4)	住宅新築概要書（様式第 2 号）
(5)	図面（付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図、敷地求積図、立面図）及び完成写真
(6)	納税証明書（市町村税の全税目に滞納がないことを証明するもの）
(7)	住民票（新築した住宅に居住していることが確認できるもの）
(8)	登記済証の写し
(9)	同意書（様式第 7 号）
(10)	誓約書（様式第 8 号）
(11)	前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

別表 2（第 7 条関係）既存住宅を購入する者

(1)	売買契約書の写し
(2)	領収証の写し
(3)	既存住宅購入概要書（様式第 4 号）
(4)	付近見取図及び現況写真
(5)	納税証明書（現住所の市町村税の全税目に滞納がないことを証明とするもの。）
(6)	住民票（購入した住宅に居住していることが確認できるもの）
(7)	登記済証の写し
(8)	同意書（様式第 7 号）
(9)	誓約書（様式第 8 号）
(10)	前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

別表 3（第 7 条関係）既存住宅を改修する者

(1)	工事請負契約書又は請書の写し
(2)	既存住宅改修計画概要書（様式第 6 号）
(3)	図面（付近見取図、配置図、工事の内容がわかる工事前後の図面（平面図、立面図、断面図等））
(4)	工事着工前の写真（住宅全体及び対象工事に係る部分）
(5)	住民票（世帯全員が載ったもの）
(6)	納税証明書（現住所の市町村税の全税目に滞納がないことを証明とするもの。）
(7)	同意書（様式第 7 号）
(8)	誓約書（様式第 8 号）
(9)	前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

別表 4（第 11 条関係）住宅を改修した者

(1)	領収書の写し
(2)	完成写真
(3)	前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類